

米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの普天間飛行場配備に関する意見書

本年6月29日、米国政府から日本政府に対し、米軍垂直離着陸輸送機MV22「オスプレイ」を沖縄県米海兵隊普天間飛行場へ配備するという通報がされました。

これに対し、6月18日に那覇市議会、同月26日に沖縄県議会、同月28日に宜野湾市議会を皮切りに沖縄県内全ての市町村議会でオスプレイ配備計画撤回を求める決議や意見書が採択され、7月19日には全国知事会において「安全性について大きな懸念」を抱き「配備と飛行訓練等について関係自治体の意向を十分尊重するよう」との緊急決議が採択されました。

米空軍のオスプレイは、6月14日（日本時間）に米国フロリダ州の演習場で墜落したばかりで、去る4月には、米海兵隊のオスプレイがアフリカのモロッコで墜落し乗員2人が死亡しています。このように、2カ月間で2度も墜落するのは極めて異常であり、ニューメキシコ州では地元住民の反対によりオスプレイ訓練が保留されていることからみても、自動回転機能（オートローテイション）すら欠如させたオスプレイが危険な欠陥機であることは否定できません。

沖縄県内にこのように危険なオスプレイを配備することは、戦後67年も米軍基地の過重負担に苦しんでいる沖縄県民の「負担軽減」どころか県民が強く望んでいる「一日も早い危険性の除去」に逆行するものです。

さらに、明らかになった全国6ルートの米軍の低空飛行訓練は、全国21県の市町村が対象となっており、普天間基地配備後には、同ルートでのオスプレイによる低空飛行訓練計画が公表されています。この訓練は過去に高知県早明浦ダム墜落などの重大事故を引き起こしており、全国の住民を墜落の危険と恐怖にさらすもので、重大な危惧を抱かざるを得ません。

もはや、オスプレイ配備に反対する10万人を越えた県民大会（9月9日）を成功させた沖縄県民・住民の意思は明確となっています。

地方自治の本旨は住民意思を実現することであり、外交や安全保障も、その本質は国民の幸福を実現することにあり、この根本にあるのはやはり住民の意思に他なりません。明確に示された住民意思を尊重すること抜きに地方自治の発展と住民の幸福を実現することが難しいことは明らかであります。

立川市は、地元住民らの運動によって米軍立川基地の拡張を阻止し、また、基地を撤去させ発展してきた歴史を有していますが、今なお、米軍横田基地を離発着する米軍機の爆音に苦しめられている住民が少なくありません。その立場からも、オスプレイ配備問題は沖縄だけの問題として無視することはできません。

よって、政府におかれましては、米軍垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの普天間飛行場配備に関して、沖縄県議会、那覇市議会、宜野湾市議会意見書及び全国知事会緊急意見書をはじめとした地方自治体議会の意見書を尊重されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月28日

立川市議会
議長 佐藤寿宏